

一般質問

「こころ」が
知りたい！
聞きたい！



平野和生 議員

水害予防のための消防団活動にも出動手当てを！

問 「周防大島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例」には、水害や土砂崩れの発生等を予防するための出動に対し、出動手当を支給する定めがない（出動手当は非常出動5,400円／回、訓練出動3,700円／回、その他出動2,800円／回となっている）。高齢者が多い地区では、防災

においても災害時においても消防団員が頼みの綱となる。

近年、毎年のように全国各地で甚大な自然災害が多発していることも鑑み、出動手当を支給する対象に、水害や土砂崩れの発生等を予防するための出動を是非とも加えるべきと考える。

答 消防団の活動は、「非常出動」「訓練出動」「その他出動」に対して支給することを基本と考えており、「災害等の予防」という広く解釈されるような項目を明記することは、現時点では考えていない。

しかしながら、近年の災害をみると、想定外の事態が起きており、風水害等の出動による「非常出動」の延長として、災害等の予防という考え方ではなく、様々な状況にもよるが、災害対応という運用も考えていかなければならないのではないかと考えている。

**土砂崩れ対策のため
に大木の伐採を！**

問 近年、本町においては毎年

のように土砂災害が発生し、交通網がマヒすることも多々ある。

法面が大量の水を含むと、そこにある大木が自重で道路に崩落し、土砂崩れを引き起こす要因となるケースは多いと思われる。

今年も土砂崩れの多発により、各所で交通網が寸断され、住民生活に大変な不便が生じたと感じている。

土砂災害の発生を少しでも抑制するためには、今以上に道路法面にある支障木の伐採が必要と考える。

答 県管理の道路については、以前から道路パトロールの際、沿線の草木などの状況も注視しながら、道路の通行に支障を来す恐れのあるものについて、順次、伐採等に取り組みたいと聞いている。

また、今後も国道・県道の適切な管理について、町からも県に対し、強く要望していく。

町道法面の伐採等については、通行に支障となる箇所について計画的に行っているが、全ての路線について対応できていないのが現状である。

課題は多くあるが、道路パトロールによる危険個所の把握や防災対策に一層努めてまいりたいと考えている。

←平成30年の豪雨による土砂崩れ！



←高圧電線上にある大木

